

伊丹市防災士育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防災士の資格を取得した者に伊丹市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域コミュニティとの繋がり及び活性化並びに地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 防災士 「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有するものとして、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(2) 防災士研修講座 日本防災士機構が認証した研修機関が実施し、かつ、日本防災士機構が定めるガイドラインに沿ったカリキュラムに基づく防災士養成研修講座をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有し、市内の自主防災会の構成員で自主防災会の会長から推薦された者又は自治会長から推薦された者

(2) 防災士の資格を取得した者

(3) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で防災活動及び啓発に努め、市等が主催する防災訓練及び研修に積極的に参加できる者

(4) 防災士の資格を取得した旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供すること及び伊丹市防災士名簿への掲載に同意する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 防災士資格取得試験受験料

(2) 防災士資格認証登録料

(3) 教材費（ひょうご防災リーダー講座に限る。）

(4) 受講料（防災士研修講座に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の合計額より他の制度により助成される額を除いた額とし、2万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 この事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊丹市防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し

(2) 第4条に規定する対象経費の支払いを証する書類

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 推薦書(様式第3号)

2 前項の申請書は、防災士の認証登録を受けた日から1年以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定及び確定通知等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、速やかに伊丹市防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、伊丹市防災士育成事業補助金申請却下決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに伊丹市防災士育成事業補助金請求書(様式第6号)により補助金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合、または、この要綱の規定に違反したと認めた場合は、伊丹市防災士育成事業補助金取消決定通知書(様式第7号)により補助金の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第10条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動および市が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(緊急事態宣言の臨時特例)

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の影響等により、次に掲げる申請者の責めに帰すべき事由によらないで防災士認定状が取得できない者にあつては、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の合格を証する書類の写しその他これに準ずる書類の写しの提出をもって、第10条第1号に規定する防災士認定状の写しの書類とみなすことができる。

(1) 消防署、日本赤十字社又はこれ準ずる公的機関が主催する救命救急講座等が中止又は延期になり、第6条の規定により申請した年度内に当該救命救急講座等を受講できる見込みがないこと。

- (2) 日本防災機構において日本防災士機構認定委員会の資格審査その他認定状の交付事務が延期等により、第6条の規定により申請した年度内に防災士認定状が交付される見込みがないこと。
- 3 前項の規定により、防災士認定状の写しの書類とみなした場合には、申請者は遅滞なく防災士認定状を取得し、取得後、速やかに伊丹市長へその旨を報告しなければならない。

付 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第2項及び第3項の規定は、令和3年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。